

●香川県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年7月23日

香川県知事 池 田 豊 人

1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和6年7月1日	セントケア訪問看護ステーション丸亀 丸亀市土器町東七丁目457番地	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1

2 上記以外の機関

指定年月日	名 称	所 在 地
令和6年7月1日	医療法人十全会 岩崎医院	仲多度郡琴平町283番地1
令和6年7月1日	医療法人社団清歯会 藤本歯科医院	丸亀市塩飽町6番地
令和6年7月2日	まるお眼科	三豊市豊中町上高野3923番地3
令和6年7月5日	藤澤歯科医院	坂出市駒止町一丁目5番5号